

船舶事故調査報告書

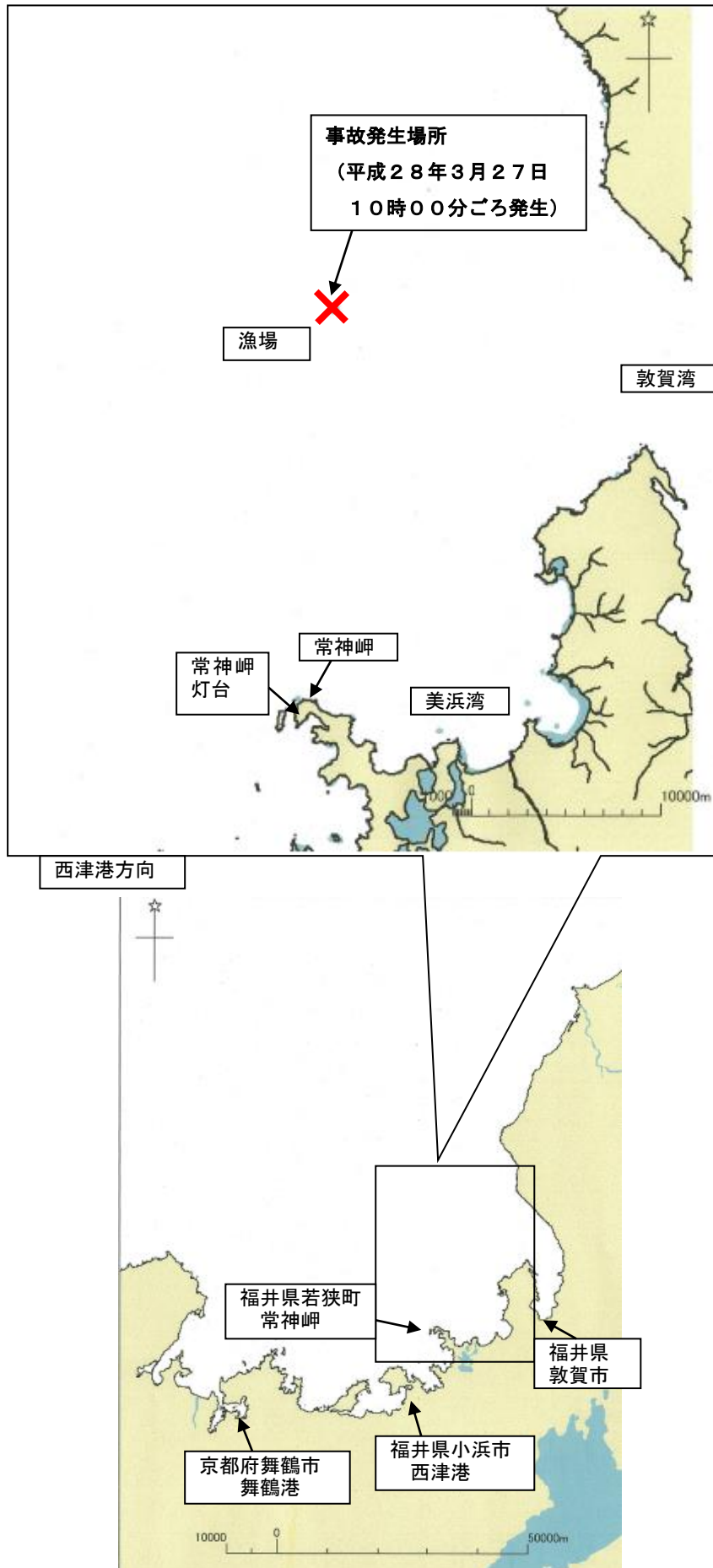
平成28年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司 邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年3月27日 10時00分ごろ
発生場所	福井県若狭町常神岬北方沖 常神岬灯台から真方位005° 11.5海里（M）付近 （概位 北緯35° 49.7′ 東経135° 50.2′）
事故の概要	漁船第十五金廣丸は、漁労中、甲板員1人が死亡した。
事故調査の経過	平成28年3月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十五金廣丸、14トン FK2-2145（漁船登録番号）、個人所有 16.41m（Lr）×4.19m×1.36m、FRP ディーゼル機関、503.80kW、昭和61年7月1日 第251-16522号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月9日 免許証交付日 平成24年2月21日 （平成29年12月15日まで有効） 甲板員A 男性 26歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月19日 免許証交付日 平成25年8月19日 （平成30年8月18日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員3人が乗り組み、平成28年3月27日03時00分ごろ福井県小浜市西津港を出港し、05時30分ごろ常神岬北方9M付近の漁場で底引き網漁を開始した。 本船は、操業開始場所から約2M北方に移動した漁場で4回目の投

	<p>網後、約50分間えい網を行い、主機のクラッチを中立として引き綱を船首側に回した。</p> <p>本船は、船長が、揚網をしようと操舵室で操船及び漁労の指揮をとり、甲板員4人を、機関室囲壁の右舷側のウインチ（以下「右舷ウインチ」という。）、機関室囲壁の左舷側のウインチ（以下「左舷ウインチ」という。）、右舷船尾及び左舷船尾の引き綱巻取りリールにそれぞれ1人ずつ配置し、09時50分ごろ右舷ウインチ及び左舷ウインチを回して引き綱を巻き揚げ始めた。</p> <p>船長は、約1,500mの引き綱のうち、約1,300mを巻き揚げた10時00分ごろ、右舷ウインチ付近から異音が聞こえたので右舷側を見たところ、右舷ウインチを操作していた甲板員Aが上半身を右舷ウインチのドラムに引き綱と共に巻き込まれているところを認めた。</p> <p>船長は、すぐに右舷ウインチを止め、その後ゆっくり逆回転させて甲板員Aを救助した。</p> <p>船長は、操業を中止して小浜市小浜港へ向かい、本事故の発生を甲板員Aの家族に知らせるとともに海上保安庁に通報し、帰航途中で来援した巡視艇に甲板員Aの搬送を引き継いだ。</p> <p>甲板員Aは、11時40分ごろ小浜港に到着し、待機していた救急車により病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は、外傷性大動脈^{きかんろう}管^うと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 乗組員配置概略図、写真1 本船(右舷)、写真2 右舷(船尾方から)、写真3 右舷(船首方から)、写真4 右舷船尾部、写真5 機関室囲壁右舷側、写真6 右舷ウインチ 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の漁具は、船尾から長さ約800mの引き綱、チェーン、長さ約700mの引き綱、長さ約20mの袖網、長さ約20mの胴網及び長さ約5mの袋網で構成されていた。</p> <p>右舷ウインチは、巻取りスピードが毎分約150mであり、電磁クラッチを介して主機で駆動され、操作レバーを船首側に倒せば時計回りに回転し、垂直で停止、船尾側に倒せば反時計回りとなって揚網する方向に回転するようになっていた。</p> <p>本船では、揚網作業時、引き綱を両舷船首の前ローラを通して両舷のウインチのドラムにそれぞれ5、6回巻いて巻き揚げ、その後後部甲板の両舷にある引き綱巻取りリールに巻き取り、投網作業に備えていた。</p> <p>船長は、本事故後、甲板員Aが巻き揚げ方向とは逆に回転している右舷ウインチに右腕を巻き込まれていたため、右舷ウインチのところで引き綱が合い巻状態(ドラム部で前に巻かれた綱に後から巻かれる綱が重なってしまうこと)になったことに気付き、右手で引き綱を持っ</p>

	<p>たまま合い巻状態を解消しようと思い、左手で操作レバーを操作した際に誤って船尾側の位置から船首側に倒し過ぎ、右舷ウインチが逆回転して右腕から右舷ウインチのドラムに引き綱と共に巻き込まれたのではないかと思った。</p> <p>甲板員4人は、えい網する間に魚の選別作業を行うが、本事故当時は不漁で約10分程度で終えた後、約40分間休憩していた。</p> <p>甲板員Aは、平成23年10月から本船に乗船し、底引き網漁に慣れていたように見えた。</p> <p>船長は、機会あるごとに、甲板員4人に対し、ウインチには十分に注意して作業をするよう、また、ウインチを扱う際、引き綱が合い巻状態となったり、トラブルが生じたりした場合は、操作レバーを垂直にしてドラムの回転を止め、他の甲板員を呼ぶように指導していた。</p> <p>甲板員Aは、帽子、カッパの上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>甲板員Aの死因は、外傷性大動脈気管瘻であった。</p> <p>本船は、常神岬北方沖において、底引き網の引き綱の巻揚げ作業中、甲板員Aが、右舷ウインチのドラムに引き綱と共に右腕から身体を巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、引き綱が合い巻状態となったので、右手で引き綱を持ち、右舷ウインチを止めようとして操作レバーの操作を誤って右舷ウインチのドラムに引き綱と共に巻き込まれた可能性があると考えられるが、他の甲板員が甲板員Aの巻き込まれるところを見ておらず、また、本人が死亡したことから、甲板員Aが巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、常神岬北方沖において、底引き網の引き綱の巻揚げ作業中、甲板員Aが、右舷ウインチのドラムに引き綱と共に右腕から身体を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁具の巻き込み作業中、合い巻状態などになった際は、ウインチのドラムの回転を止めた後、安全を確認しつつ確実な方法で解くこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 乗組員配置概略図

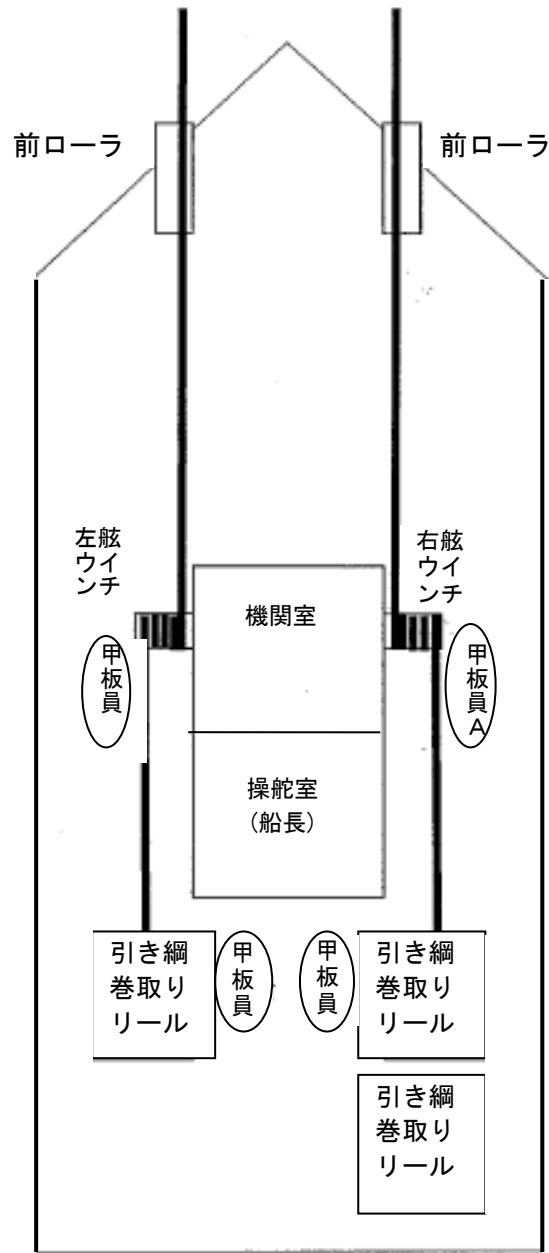


写真1 本船（右舷）



写真2 右舷（船尾方から）

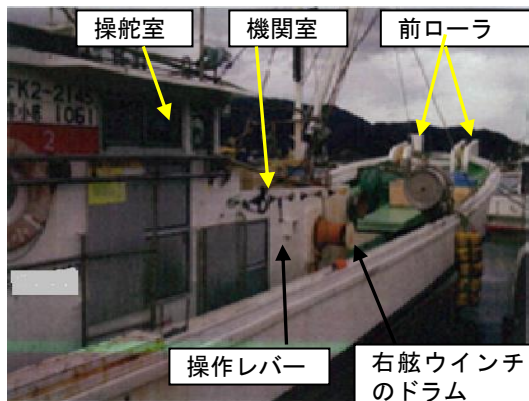


写真3 右舷（船首方から）



写真4 右舷船尾部



写真5 機関室囲壁右舷側

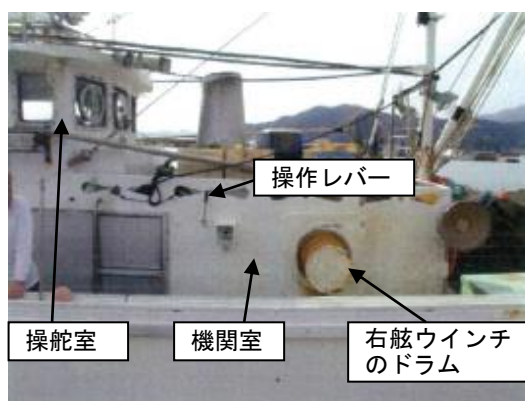


写真6 右舷ウインチ

